

令和 6 年

第 4 回 忠岡町議会定例会会議録

第 3 日

令和 6 年 1 2 月 6 日

忠 岡 町 議 会

令和6年 第4回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

令和6年12月6日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 二家本英生議員	6 番 河野 隆子議員
7 番 松井 匡仁議員	8 番 三宅 良矢議員	9 番 前川 和也議員
10 番 尾崎 孝子議員		

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
町長公室長	立花 武彦		
町長公室次長兼秘書人事課長		町長公室次長兼自治防災課長	
	中定 昭博		南 智樹
産業住民部長	新城 正俊		
産業住民部次長兼住民人権課長		産業住民部次長兼生活環境課長	
	谷野 彰俊		小倉由紀夫
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
			大谷 貴利
教育部長兼教育総務課長		教育部理事兼学校教育課長	
	村田 健次		石本 秀樹
消 防 長	岸田 健二	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は１０名出席でありますので、会議は成立いたしております。

議長（北村 孝議員）

ただいまから、会議を開きます。

(「午前１０時００分」開会)

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和６年第４回忠岡町議会定例会議事日程（３日目）について、ご報告申し上げます。

日程第１ 議案第４５号 専決処分の承認を求めることについて

(忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

日程第２ 議案第４６号 専決処分の承認を求めることについて

(令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第６号）)

日程第３ 議案第４７号 物品購入契約締結について（防災資機材等購入）

日程第４ 議案第４８号 財産の取得の追認について

日程第５ 議案第４９号 忠岡町教育委員会委員の任命について

日程第６ 議案第５０号 忠岡町下水道条例の一部改正について

日程第７ 議案第５１号 令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第７号）について

日程第８ 議案第５２号 令和６年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）について

日程第９ 議案第５３号 令和６年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

日程第１０ 請願第１号 杉原町長が過半数の支持を得られなかったことを真摯に受け止め産廃焼却施設誘致計画の「凍結」を決議することを求める請願書について

日程第１１ 忠岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

日程第１ 議案第４５号 専決処分の承認を求めることについて（忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）を、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第４５号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、令和６年１０月２４日付をもって専決処分した次第であります。

本件は、町長の任期中、町長の給料月額を減額し、町長の退職手当を支給しない旨の規定を追加するため、本条例を改正したものであります。

どうぞよろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第４５号 専決処分の承認を求めることについて（忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第２ 議案第４６号 専決処分の承認を求めることについて（令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第６号））を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第４６号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第６号）で、１０月９日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算は１，０１５万６，０００円の追加で、これを補正することにより、予算総額は７９億３，０３７万９，０００円となります。

歳入につきまして、第１５款 府支出金で、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金の計上、歳出につきましては、第２款 総務費で、衆議院選挙及び最高裁判所裁判官国民審査関連経費の計上であります。

どうぞよろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第４６号 専決処分の承認を求めることについて（令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第６号））を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第３ 議案第４７号 物品購入契約締結について（防災資機材等購入）を、議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第４７号、物品購入契約締結につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、防災資機材等整備事業として、防災資機材等を購入するに当たり、制限付き一般競争入札に付した結果、株式会社ミヨシと物品購入契約を締結いたしたく、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑がないものと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第４７号 物品購入契約締結について（防災資機材等購入）は、会議規則第３９条第１項の規定より、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第４ 議案第４８号 財産の取得の追認についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第４８号、財産の取得の追認につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、町立小学校における指導書の買入れについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、財産の取得について追認を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第４８号 財産の取得の追認については、会議規則第３９条第１項の規定より、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第５ 議案第４９号 忠岡町教育委員会委員の任命について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第４９号、忠岡町教育委員会委員の任命につきまして、ご説明申し上げます。

本町教育委員会委員、新田哲也氏は、令和６年１２月３１日をもって任期満了となりますが、引き続き同委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は人格・識見ともに優れ、適任者と思われますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第４９号 忠岡町教育委員会委員の任命について採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第６ 議案第５０号 忠岡町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第 5 0 号、忠岡町下水道条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき常駐・専属規制の見直しが行われたこと及び下水道法施行令の一部改正により、公共下水道から放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を見直されたことから、所要の改正を行うものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第 5 0 号 忠岡町下水道条例の一部改正については、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定より、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第 7 議案第 5 1 号 令和 6 年度忠岡町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第 5 1 号、令和 6 年度忠岡町一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は 1 億 7, 9 5 9 万 1, 0 0 0 円の追加で、これを補正することにより、予算総額は 8 1 億 9 9 7 万円となります。

歳入につきましては、第 1 4 款 国庫支出金で、自立支援給付事業負担金の計上、国民健康保険基盤安定等負担金の計上、児童発達支援事業負担金の計上、障害者総合支援事業費補助金の計上、第 1 5 款 府支出金で、自立支援給付事業負担金の計上、国民健康保険

基盤安定等負担金の計上、児童発達支援事業負担金の計上、乳幼児医療費補助金の計上、第18款 繰入金で、財政調整基金繰入金の計上、第20款 諸収入で、後期高齢者医療特別会計繰出金精算返還金の計上、子どものための教育・保育給付費負担金（国過年度分及び府過年度分）の計上、子育てのための施策等利用給付費負担金（国過年度及び府過年度分）の計上、第21款 町債で、小学校整備事業債の計上、中学校整備事業債の計上があります。

歳出につきましては、職員異動等に伴う人件費の調整額、燃料高騰に伴う各公共施設の電気使用料、令和5年度の事業費確定に伴う国庫負担金等精算返還金及び府負担金等精算返還金を各款に計上しております。

その他につきまして、第2款 総務費で、総合行政システム障害児自立支援改修業務委託料の計上、広報紙作成業務委託料の計上、税収入払戻金の計上、第3款 民生費で、令和5年度国民健康保険事業勘定特別会計の事業費の確定に伴う繰出金の計上、介護・訓練等給付金の計上、児童発達支援事業費の計上、子ども医療扶助費の計上、第4款 衛生費で、子宮頸がん予防ワクチン接種事業関連経費の計上、霊園使用料返還金の計上、環境保全審議会委員報酬の計上、第8款 土木費で、忠岡東1丁目雨水排水検討業務委託料の計上、第10款 教育費で、上水道使用料の計上、下水道使用料の計上、校具・校舎等修繕料の計上、町立小中学校屋内運動場改修事業関連経費の計上。

次に、債務負担行為のため、補正につきましては、広報紙印刷製本事業について、期間は令和6年度から令和7年度、限度額560万円を追加、忠岡町福祉バス運行業務委託料について、期間は令和6年度から令和9年度、限度額は2,376万円を追加、忠岡町福祉バス自動車リース事業について、期間は令和6年度から令和7年度、限度額57万6,000円を追加、大津川河川公園管理業務委託について、期間は令和6年度から令和7年度、限度額1,000万円を追加するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、小学校整備事業債において限度額を1,470万円、中学校整備事業債において限度額90万円を追加するものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第51号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）については、会議規則第39条第1項の規定より、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第8 議案第52号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第52号、令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、743万1,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は19億7,205万5,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、基礎賦課分（現年度分）の計上、第6款 繰入金で、国民健康保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険料繰入金及び産前産後保険料繰入金の計上、第7款 繰越金で、前年度繰越金の計上であります。

歳出につきましては、第5款 基金積立金で、国民健康保険事業財政調整基金積立金の計上であります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第52号、令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）については、会議規則第39条第1項の規定より、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第9 議案第53号 令和6年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第53号、令和6年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は942万9,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は6億1,240万1,000円となります。

歳入につきましては、第4款 繰越金で、前年度繰越金の計上であります。

歳出につきましては、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金で、後期高齢者医療保険料等納付金の計上、第3款 諸支出金で、過年度分保険料払戻金及び一般会計繰入金精算返還金の計上であります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第53号 令和6年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、会議規則第39条第1項の規定より、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第10 請願第1号 杉原町長が過半数の支持を得られなかったことを真摯に受け止め産廃焼却施設誘致計画の「凍結」を決議することを求める請願書についてを議題といたします。

本件について紹介議員の趣旨説明を求めます。

5番（二家本 英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本 英生議員）

請願第1号の趣旨説明を行います。

この請願は、杉原町長が過半数の支持を得られなかったことを真摯に受け止め産廃焼却施設誘致計画の「凍結」を決議することを求める請願書であり、忠岡町の巨大産廃焼却施設誘致を考える会から出された請願であります。

請願の趣旨につきましては、忠岡町長選挙は2024年10月20日に投開票が行われ、

産廃焼却施設誘致を進める杉原町長の得票は50%を下回り、過半数の支持を得ることができませんでした。杉原町長は、選挙公報でも産廃焼却施設誘致を前面に押し出していましたが、住民の過半数が支持しなかった結果を真摯に受け止めなければなりません。このまま産廃焼却施設誘致計画を強行すれば、子や孫の世代の環境汚染、健康被害の不安を残すため、忠岡町民は計画への不安や中止をこの選挙で表明したことになり、極めて重要な選挙結果です。

一方、杉原町長は、町長選挙前10月1日に実施協定を、大栄環境などで構成する忠岡エコサービスと締結していますが、協定内容は全く住民に知らされていません。町がやってきた計画の段階ごとに住民に説明する、前担当課部長の発言との約束は全くほごにされています。

このまま住民抜きで進められている産廃焼却施設誘致計画に対して、町長に立ち止まることを求めたのが今回の選挙結果でもあります。杉原町長並びに忠岡町議会は、忠岡住民の不安や中止の意見を真正面から受け止め、まずは産廃焼却施設誘致計画を凍結することを求めます。

請願事項としまして、1、忠岡町議会は、地域エネルギーセンター等整備・運営事業、産廃焼却施設誘致計画の凍結を決議されることであります。

趣旨説明は以上です。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

紹介議員の趣旨説明は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

請願第1号 杉原町長が過半数の支持を得られなかったことを真摯に受け止め産廃焼却施設誘致計画の「凍結」を決議することを求める請願書については、会議規則第39条第1項の規定より、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第11 忠岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本件につきましては、委員、補充員とも12月24日をもって任期満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、委員4名及び同補充員4名をそれぞれ選挙したいと思います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。よって、選挙方法は指名推選することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。よって、議長において指名推選することに決定をいたしました。

選挙管理委員に武津博子さん、藤野智弘さん、長井克良さん、大杉和央さん、以上の方を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名をしました武津博子さん、藤野智弘さん、長井克良さん、大杉和央さん、以上の方を選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員に藤野吉正さん、川口晃司さん、西尾司さん、田辺千代さん、以上の方を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した方を補充員の当選人と定めることについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました藤野吉正さん、川口晃司さん、西尾司さん、田辺千代さん、以上の方を補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りをいたします。

補充の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。よって、補充の順序はただいま指名した順序に決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

以上で、本日の日程は全て議了いたしました。

次回の会議は12月20日10時から開きます。本日はこれで散会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

(「午前10時25分」散会)